

NPO法人 渋谷区サッカー協会【1種、シニア】 試合懲罰規程/試合での懲罰

(1) 警告懲戒処分

全公式戦で同年度の同一カテゴリにて複数の懲戒を受けた選手は、下記の処分を受けなければならない。

警告2回[CS]	⇒ 次戦出場停止1回、累積はなし。
累積警告[C]+警告[C]	⇒ 次戦出場停止1回、累積は消滅する。
累積警告[C]+警告2回[CS]	⇒ 次戦出場停止1回、警告は累積する。
累積警告[C]+退場[S]	⇒ 次戦出場停止1回(以上)、警告は累積する。
累積警告[C]+警告[C]+退場[S]	⇒ 次戦出場停止2回(以上)、累積消滅する。

(2) 退場懲戒処分

1.当該選手への処分 退場懲戒(S1~S6,CS)を受けた当該選手は下表のように処分される。

種	退場となる反則	反則内容	処分内容 (*2)
S1	著しく不正なプレー	著しく不正なファウル	1試合出場停止 (*1)
S2	乱暴行為	乱暴な行為	2試合出場停止 (*1)
S3	つば吐き	相手競技者またはその他の者につばを吐く	2試合出場停止 (*1)
S4	得点機会阻止(手)	意図的に手・腕でボールを扱い、相手チームの決定的な得点の機会を阻止した	1試合出場停止 (*1)
S5	得点機会阻止(他)	FKやPKとなる反則で、ゴールに向う相手競技者の決定的な得点の機会を阻止した	1試合出場停止 (*1)
S6	侮辱	攻撃的な侮辱的なまたは下品な発言や身振りをする	2試合出場停止 (*1)
CS	警告2回	同じ試合の中で二つ目の警告を受ける	1試合出場停止 (*1)
種	行為	内容	処分内容 (*2)
X1	暴力行為	会場内および試合中に暴力行為	登録抹消。翌年度選手登録不可
X2	度重なる退場懲戒	同年度2度の退場懲戒 (S1,S2,S3,S6)を受けた場合	登録抹消。翌年度選手登録不可
X3	2年連続退場懲戒	2年連続で退場懲戒 (S1,S2,S3,S6)を受けた場合	翌年度の選手登録不可
X4	本部への執拗な暴言	本部または協会に、執拗な暴言または執拗な抗議で運営の妨げになる行為	登録抹消
X5	再登録後の退場	上記X1~4の処分・復帰後、再度退場懲戒を受けた場合	永久登録不可
X6	登録不可時の登録	登録不可時に選手登録した場合	永久登録不可

2.チームへの処分 退場懲戒(S1~S6,CS)を受けた選手のチームは下表のように処分される。

種	行為	内容	処分内容 (*2)
Z1	X1~X4で1名	上記X1~X4行為者を出した場合	始末書および誓約書を提出
Z2	X1退場者を2名	同年度でX1 (暴力行為) 退場者を2名以上出した場合	加盟取り消し、以後加盟不可
Z3	悪質退場者2名	同年度でS2,S3,S6の退場者を2名以上出した場合	勝点マイナス60
Z4	再加盟後の退場	Z3処分後再登録後、再度S1,S2,S3,S6退場者を出した場合	以後加盟不可
Z5	加盟不可時の加盟	加盟不可時に加盟した場合	加盟取り消し、以後加盟不可
Z6	警告/退場の延回数	同年度に受けた警告/退場回数 (行為回数) が5回以上の場合	勝点マイナス6

(*1) 出場停止処分を受けた場合は、公式戦への出場のみならず会場への入場も認められない。

(*2) 選手登録抹消、加盟取消等の重い処分については、原因行為後2週間以内に規律委員会にメールで異議申立書を提出できる。

この提出があった場合のみ、規律委員会において弁明の機会を与えた後にその処分を決定する。

(3) 年度持越しについて

警告は次年度には持ち越さない。ただし未消化の「出場停止処分」は次年度にも持ち越す。

(4) その他の行為

- 選手証詐称または審判証詐称など著しい不正行為を行ったチームは、同年度の成績を取消し、ただちにチームの加盟を取り消す。
- 一般常識に照らして著しく好ましくない行為を行った者の登録を抹消する。
- 上記各規定にない事柄については、規律委員会にてその処分を決定する。

規律委員会処分一覧表
平成19年4月1日

NPO法人 渋谷区サッカー協会【1種、シニア】 罰則事案処分基準

時期	不祥事内容	加盟・非加盟	処分内容	処分対象	付記	対応
大会申し込み	期限内に遅れた場合	加・非	受け付けない	チーム	その理由が協会にある場合には善処する。理由書の提出を要求する。	1
抽選会	遅刻(抽選前に連絡した場合)	加・非	口頭注意のみ。	チーム		1
	無断遅刻、欠席(春季リーグ戦抽選会)	加	1ランク降格(下位ランク1位が自動昇格)して、リーグを組む。最下位ランクだった場合、勝ち点マイナスとする。	チーム		1
	無断遅刻、欠席(秋季トーナメント抽選会)	加・非	そのまま抽選を行い、初戦を不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。			
参加費	振込期日までの不払い	加・非	参加認めない	チーム		1
	振込期日前に予め連絡のあった場合の不払い	加・非	参加認める	チーム		1
	納入した後、振込期日までに脱会。	加・非	手数料(2,000円)を引いた残額を返還	チーム		1・2
	納入した後、振込期日以後に脱会。	加・非	一切返還しない			1
秋季トーナメント	記録・副審が、集合時刻に遅刻。	加・非	不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。次年度、秋季大会の参加を認めない。	チーム		1
	記録・副審が、試合時刻に遅刻。または欠席。	加・非	不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。次年度、秋季大会の参加を認めない。一人3,000円の罰金。	チーム	本部は、当該チームの罰金を、記録・副審をしていただく代わりに、一人3,000円を支払う。	
	無断棄権	加・非	不戦敗とする。次年度、秋季大会の参加を認めない。	チーム		1
	ユニフォーム忘れなど、用具の不備による試合不成立。	加・非	不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。次年度、秋季大会の参加を認めない。	チーム		1
	開始時点で、規定人数(9名)に達せず、試合不成立。	加・非	不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。次年度、秋季大会の参加を認めない。	チーム		1
秋季トーナメント	試合中の乱闘(選手同士)	加・非	「試合に関する罰則」を参照。	チーム・選手		5・6
	試合終了後の乱闘(選手同士)	加・非	「試合に関する罰則」を参照。	チーム・選手		6・7
	役員・審判団への乱暴	加・非	「試合に関する罰則」を参照。	チーム・選手		6・7
	レッドカードによる退場	加・非	「試合に関する罰則」を参照。	選手		1
	一発レッドカードによる退場	加・非	「試合に関する罰則」を参照。	選手		1・5・6
	イエローカード	加・非	「試合に関する罰則」を参照。	選手		1
春季リーグ戦	記録・副審が、集合時刻に遅刻。	加	不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。勝ち点マイナス。	チーム		1
	記録・副審が、試合時刻に遅刻。または欠席。	加	不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。勝ち点マイナス。一人3,000円の罰金。	チーム	本部は、当該チームの罰金を、記録・副審をしていただく代わりに、一人3,000円を支払う。	1
	無断棄権	加	不戦敗とする。勝ち点マイナス。秋季トーナメント大会の参加を認めない。	チーム		1
	二度目の無断棄権。年度は問わない。	加	SFAから除名。	チーム		
	事前に理由書を協会に提出し、棄権する場合	加	情状を酌量できる理由(メンバーの冠婚葬祭、会社行事、社会的に優先すべき事情)であれば、不戦敗とし、それ以上の処分は行わない。そうでなければ無断棄権と同じ処分とする。	チーム		1
	ユニフォーム忘れなど、用具の不備による試合不成立。	加	不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。勝ち点マイナス。秋季トーナメント大会の参加を認めない。	チーム		
	開始時点で、規定人数(9名)に達せず、試合不成立。	加	不戦敗とする。親善試合として行うことは認める。勝ち点マイナス。秋季トーナメント大会の参加を認めない。罰金10,000円。	チーム	本部は、当該チームの罰金を、対戦相手チームに支払う。	1
春季リーグ戦	試合中の乱闘(選手同士)	加	「試合に関する罰則」を参照。	チーム・選手		5・6
	試合終了後の乱闘(選手同士)	加	「試合に関する罰則」を参照。	チーム・選手		6・7
	役員・審判団への乱暴	加	「試合に関する罰則」を参照。	チーム・選手		6・7
	レッドカードによる退場	加	「試合に関する罰則」を参照。	選手		1
	一発レッドカードによる退場	加	「試合に関する罰則」を参照。	選手		1・5・6
	イエローカード	加	「試合に関する罰則」を参照。	選手		1
その他	時期遅れの役員・審判団への乱暴	加・非	即刻除名、永久追放。	選手、チーム関係者		6・7
その他	役員・審判団への疑義	加・非	チーム代表名による文書にて、規律委員会あてに提出すること。規律委員会にて審議する。	チーム		4・7
その他	他協会主催の大会において、渋谷区代表チーム・選手が不祥事を起こした場合。	加・非	理事会で事実内容を審問し、処分を決定する	チーム・選手		7
協会組織	社員・役員の不祥事	—	理事会で事実内容を審問し、処分を決定する	社員・役員		7

対応1:当該担当者が処分対象チームに通達する、同時に全理事にMAIL又はFAXで報告する。担当者は処分内容を記録に残しておく。

対応2:返還金の受け渡しについて処分対象チームと打合せし決定し同様に理事と会計担当者に報告する。

対応4:規律委員会で決定。規律委員会はその決定を当該担当者、処分チームと理事に報告する。

対応5:主審は詳細な報告書を当該担当者に提出する、当該担当者はその報告書を理事に提出する、報告書は詳細でなければならない

対応6:当該担当者は謝罪文の提出を要求する、提出されない場合処分の加重があることを説明する。

対応7:当該担当者は事実の詳細報告書を理事に提出する、報告書は詳細でなければならない。